

平成 28 年第 3 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 10 月 11 日

佐々木(正)委員

私の方からは、今日の報告資料に基づいて、最初に幾つか質問させていただきます。

この 1 ページの憲章の考え方、事件の発生を受けて、一日も早く、県として事件に屈しない断固とした決意を示し、早期に表明していくことが適切である、そういうような考え方です。ここは、私自身も理解できます。しかし、この間申し上げましたとおり、様々な憲章を勝手にやられては、やはりじっくりとできるだけ多くの団体や専門家に意見を聴いていく方がより良いのではないかという意見もさせていただいたし、具体的な団体名も申し上げながら、できるだけ、短期間ではありますけれども、御意見を聴いていくべきである、そのように申し上げました。

県は、できるだけ努力をしていくということだったと思うんですが、具体的にそういう団体や専門家、憲章についての詳しい知見を持っている方々に聴けたのか、そういうアプローチをしたのか、まずお伺いします。

障害福祉課長

先日の委員会の中でそういった御意見を頂きまして、10月7日ですけれども、その日できることをやるということで、一つは障害福祉情報サービスかながわというサイトを県の方で立ち上げておりまして、そこの参加企業に対してはメールの配信というのをできるような機能がありますので、そこに登録してある 3,401 事業所に対してメールを配信をしたところでございます。

それから、私どもの課で、常日頃いろんな形で障害者の関係のある団体が 73 団体ございます。これにつきましては、郵送で資料を送付しまして、意見があったらお寄せくださいというような形で郵送させていただきました。

それ以外に、県のホームページ、この中に今回の、先日の報告させていただきました憲章策定の考え方について、ホームページも 10月7日に立ち上げをしまして、御意見のある方はお寄せくださいといった形のサイトを立ち上げております。併せて、県広報のツイッターがございまして、これにも 10月7日にツイッターで周知をさせていただいたところでございます。

佐々木(正)委員

その中で、憲章についてどのような御意見があったのか、まずその策定に当たっては時間をかけた方がいいのではないかとか、あるいはこの憲章の中身についてこういう方がよかったんじゃないかとか、様々な意見が取れているのかどうか、また、取ったのかどうか、その辺についてお聞きします。

障害福祉課長

意見につきましては、私どもの課のフォームメールあてに御意見を出していただくというような形で、意見を出していただいたところでございます。今日時点で 7 件の御意見を頂いております。内訳としては、その 7 件のうち 3 件は障害福祉事業所からだと思われまして、あと 4 件は、多分個人の方なのかなといったところでございます。

内容としては、基本的には方向性についていいのではないかと、支持していただける内容と、あとは個人的な御意見をお寄せいただいた部分がございます。手続的な部分で、ただいま佐々木委員が言われたように、しっかり意見を聴いた方がいいのではないかみたいなどころでは、策定委員会みたいなものも必要だというふうな御意見もあったところでございます。

佐々木(正)委員

この憲章等の策定に詳しい学識者や、障害団体の中でも全国レベルの有識者で、そういう方なんかの意見というのはあったのでしょうか。

障害福祉課長

そういった学識者の方の御意見は頂いておりません。

佐々木(正)委員

今回の策定に当たってはスピードが大事だと。こういう凄惨な事件があったからこそ、早く県民にこの県の決意を打ち出していくということは非常に大事だろうというふうに思いますが、やはり学識者等の専門家の意見も聴いて、それを踏まえた上で早急に出すんだという県の思いを伝えていくということも必要だろうと思っています。そのような方に聴いていく必要があると思うんですが、部長、どうでしょうか。

福祉部長

今、佐々木委員からの学識者というお話がありましたが、当委員会で明日招へいを予定している参考人の方に、今までこの常任委員会での議論、あるいは予算委員会での議論がどういう議論があって、このたび神奈川県あるいは県議会で憲章を策定する方向に至ったという経緯について御説明をさせていただきました。その折、御意見を頂いた部分ではありますが、今日この場でお話するよりは、翌日、御本人からお話を伺っていただいた方がよろしいのかと思ひまして、答弁は控えさせていただいております。

佐々木(正)委員

既に聴いているということですね。明日招致してお聴きするときに、様々お伺いしたいなというふうに思っております。

それで、この憲章を実効性があるものにしていく、今回、神奈川で起きて、神奈川がこのことをどう捉えて、県民、またその他の方々に発信していくかということ考えたときに、やはり実効性を具現化していくことが私は大事だというふうに思うんですね。

この憲章に基づいて、神奈川県の障害福祉計画の中に、具体的な施策を位置付けていく必要があるんじゃないか。ただ、単なる情報を発信していただくだけでなく、障害福祉計画、これにしっかりと位置付けていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

障害福祉課長

神奈川県の障害福祉計画、これは3年計画でございまして、現在、第4期の神奈川県障害福祉計画の計画期間中中ございまして、平成27年度から平成29年度の期間で実施をしているところで、来年度、最終年度になります。そこで見直しの作業を行います。そこで、県民意見等を取り入れながら、施策についてしっかりと盛り込んでいきたいと考えています。

また、かながわ障害者計画というのがございます。これは5年間の計画なのですが、これについては平成26年度から平成30年度までの5年間の計画でやっておりますので、再来年度また改定の時期を迎えますので、来年度は神奈川県障害福祉計画、再来年度はかながわ障害者計画、これの改定に合わせてしっかりと施策を盛り込んでいきたいというふうに考えています。

佐々木(正)委員

今回の憲章をより実効性のあるものにしていくためにも、今おっしゃっていた障害福祉計画、障害者計画に確実に盛り込んでいく、その施策についてもより、この団体等の御意見を聴いて、しっかりとしたもの、実効性のあるものを具体的に盛り込んでいくというように要望をさせていただきたいと思います。

次に、2ページの、ともに生きる社会推進事業費について伺いますが、この事業概要ですね、政策広報についての。この中で、県内外に積極的な広報を展開していくということでもありますけれども、12月の障害者週間に合わせて、県内の主要各紙、午前中の自民党の委員の質問にもあったとおりの主要紙に載せていくということでもありますけれども、私も従来何回か申し上げておりますけれども、確かに障害者週間というのは物すごく大事でありますので、ノーマライゼーションという考え方からすると非常に大事ですし、やった方がいいと思います。

しかし、私思うには、ソーシャルインクルージョンという考え方ですね。ノーマライゼーションを発展的に展開していったものがソーシャルインクルージョンだというふうに言われておりますので、やはり題名が、ともに生きる社会という、決定していないかもしれませんが、ともに生きる社会かながわという名称であれば、障害を持っている方々に対しては、今回の事件のきっかけというのはそういうことです。物すごく大事です。そういう方を中心に広げていくというのは大事であります。県民に幅広く、共生月間の概念もそうだし、理念もそうだと思いますけれども、そうした人たちに周知徹底していくためには、ともに生きる社会かながわといっているのだから、これはやはりソーシャルインクルージョンというような考え方に基づいて、様々な個性をこの社会の中に包摂していく、多様性を包摂していくというようなことをしっかりと行っていくためにも、今年度はもちろん12月の障害者週間に合わせていくということはいいと思うんです。予算委員会でも申し上げたとおりに、7月26日というこの事件があった日を例えば起点として、ともに生きる社会かながわ週間みたいなものをつくっていくということは、県民に幅広くこの憲章を周知していく毎年毎年きっかけにもなるし、そこで様々な具体的な施策もやっていくということにおいて、非常に私としては是非積極的に推進していただきたいということで、予算委員会でも知事から前向きな答弁を頂いていたところだと、こう認識をしております。

その上で、今、憲章策定に向けての様々な体制整備に力を注いでいるということは分かるんですが、早いうちにそういうこともセットで、あるいは実効性を保つ早急な段階でそういうことを具体的に決定して、県民に発信して県の姿勢を示していくべきだと思いますが、答弁をお願いします。

障害福祉課長

憲章を議会の皆様方とともに定めた後は、様々な場面でこの憲章を活用した普及啓発を行っていくということが大事だと理解しています。憲章で打ち出す理念、あるいは方向性を継続して発信していくことで、多くの方々が賛同して参加していただけるということによって、ともに生きる社会かながわの実現に向けた運動が大きく広がっていくのだというふうに考えておりますので、佐々木委員から予算委員会の中で御提案いただきました、ともに生きる社会かながわ週間、これを神奈川県で実施することにつきまして、これは本当に有効な手法の一つだというふうに考えておりますので、知事が答弁申し上げましたように、今後の具体的な取組の中で、真摯に検討してまいりたいと考えているところでございます。

佐々木(正)委員

では、そういうことを、その期間を設けていくことは有効な手法だということで、策定の方向でいいということでもいいんですかね。

福祉部長

ただいま課長が答弁したように、やはり障害者週間はあくまでもノーマライゼーションの部分ですが、これは委員言われるように、ソーシャルインクルージョンという一つの大きな発展形、ともに生きる社会、これはもう障害者のみならず、若者も高齢者も、いろんな方々が一緒になって社会を形成していく、これは大事であります。今回の事件を契機にということでございます。具体的にその事件の日の前後ということも大きな視点であろうかと思っておりますので、積極的に検討してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

やはり、今回の事件を受けての憲章であり、この議会のこの委員会での質疑でもあるということをお考えますと、障害といっても三障害一元化ということもありますし、様々な社会的弱者の方がいらっしゃる中で、幅広く県民に様々な理解を求めていく、そして運動論としてずっと展開していける、そういうことを念頭に置いていくためにも、私はこういう考え方を推奨していきたいなというふうに思っていますし、御理解いただきたいなというふうにも思っておりますので、そういう週間を是非設けていただきたいと思っております。

それでは、最後に、予算委員会でもちょっと質疑をさせていただきました津久井やまゆり園の凄惨な事件の発生は、26日の未明でありました。その直後の急性期の対応について、予算委員会ではなかなか細かいところの話ができませんでしたので、少し整理をしながら質疑をさせていただきたいというふうに思うんですが、今回の事件は、重度の障害を持った方々がいらっしゃる、そういう施設でありました。

様々な医療的な文献、専門家に聴いても、やはり身体的には障害とともに、向精神薬等も服用をしていらっしゃる方ももちろんいらっしゃる。その中で私は、どう考えても今回DPATは出動するべきであったという、この思いがどうしても拭い去れなくて、様々な勉強も少しずつさせていただいて、これは少し今後の、こういうことがあってはいけないんですけれども、いざというときには派遣ができるということが私は必要だと思っています。災害精神救急医療

チームについての活動要綱の中での概要で結構ですので、活動理念について伺います。

がん・疾病対策課長

予算委員会でもお答えいたしましたように、D P A Tの活動理念については、精神科医療を必要とする場合のために整備をしておいたものでございますが。

保健医療部長

国の方で定めましたD P A Tの活動要領によれば、自然災害や犯罪事件、事故等、集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健機能が一時的に低下し、さらに、災害ストレス等により新たな精神的な問題が生じるなど、精神科医療の提供等の支援が必要となった場合に、必要に応じてD P A Tが派遣されることなどが定められております。

佐々木(正)委員

ということは、やはりD P A Tについては、自然災害とか事故だけじゃなく、犯罪事件などの大規模災害のときにも、救急のですね、急性期の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チームだというような位置付けなので、今回のこの凄惨な事件の直後に利用者、それから職員、救急隊員、大変な大パニック状態になってその場にいらっしやったんじゃないかというふうに私は考えますし、そういうことを専門の方々に聴いても、恐らくそのようなことが推察されるということでありましたので、予算委員会で答えていただいた傾聴系のこころのケアチームというものが、そのときに本当にそこだけでよかったのか。正しく急性期の精神医療をその場でやらなければいけなかったんじゃないか。ましてや、先ほど申し上げましたとおりに、重度の障害を持っている方というのは、向精神薬を服用されている方も少なからずいらっしやるわけで、どのような症状だったか、大パニック状態じゃないですか。

今後は、やはりその超急性期が過ぎておった、恐らく救命救急がされて、そして病院に搬送されたり、落ち着いて次の日を迎えることができた人も、できない人もいますけれども、そういう方々に傾聴系の心のケアというのはわかるんですけれども、超急性期のときに、そしてましてやお話ができない方、しゃべることができない方もいらっしやるわけです。その方を狙って殺傷事件を起こしたわけですから、その方に傾聴といったって、そんなことは物理的に難しいわけです。

ですから、私が思っているのは、タイムラグあるかもしれないけれども、職員とかそういう方々がその後、何日、何週間、何箇月たった後に心のケアをしていくというのが必要なんですけれども、そのときにはやはり精神科救急医療だったんじゃないかな、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

がん・疾病対策課長

事件発生当日も午前中早い時刻から、私ども担当課は、神奈川県D P A T統括となります精神保健福祉センター所長とともに、D P A Tの派遣について検討を開始しております。この際、対象として、まず利用者である知的障害者本人、それから御家族、それから職員というふうに対象を分けて検討いたしました。この場合、発生地である相模原市にも検討を依頼するというようなことになりますので、相模原市に当課から検討の要請をいたしました。

神奈川県精神保健福祉センターが相模原市の技術支援ということであるならば可能ということで、施設からSOSが来た場合にDPATの派遣も検討いたしましたということになりました。結論としては、DPATの派遣は今回は検討はいたしましたけれども、必要ないというふうな判断に至りました。

佐々木(正)委員

今、時間的な経過を言いますと、26日の未明に起こって、午前中に行ったと。何時頃現地に行ったんですか。

がん・疾病対策課長

現地には赴いてはおりません。午前中早い時刻、8時35分から検討を開始いたしております。

佐々木(正)委員

私が言っているのは、事件直後に72時間、DPATというのがそこで救急の精神医療を行う、そういう使命があると私は思っています。ですから、その次の日に行きもしないでそれを判断するというよりは、現地に連絡があった瞬間に行って、何時間後に行って、ドクターカー何時に行ったかちょっと分かりませんが、DPATも行って、そこで傾聴系の心のケアが必要というふうに、言動を見て判断したなら分かりますよ。でも、行ってもないし、午前中に判断したということは、何時間もたっていますよね。超急性期の話を私はしているんですけども、そのときには、DPATが出動して現場を見て、だめだったら、空振りでもいいから帰ってほしいです。それがDPATやDMATの使命なんじゃないですか。そのときに行くということがまず大事なんじゃないかと私は思います。

そのときは、間違いなく傾聴系だけでなく、DPATは傾聴系の心のケアに対しても行っていいですよ。それもいいです、行ってもいい。だけれども、今申し上げているのは、超急性期に行くべきだったんじゃないかということもあるんじゃないか、そういうことを聞いているんです。

がん・疾病対策課長

当日の朝の検討では、現地の状況を見て判断した方がよいというようなことは検討いたしました。入所者がこのままでいるのか、別の場所に移動して支援するのか、動向をつかむ必要があり、事件発生当時の混乱時に現地に視察に行った場合に、どのような有用な情報が得られるか判明しないような状況で、DPATとしての現地入りというのは大変考えにくいことであります。

ただ、DPATは昨年度整備されたばかりです。今年度は県外派遣ということを経験いたしました。県内派遣については今後整備していく予定でございました。今後のDPAT運営委員会で、このことについては検証、検討が必要と考えております。

佐々木(正)委員

結論としては、検討が必要だというふうに考えているということですよ。

がん・疾病対策課長

検討が必要と考えております。

佐々木(正)委員

多分、私が言っていることとタイムラグがあるのは、次の日に判断している

んですよね。もう救急車で運ばれて、トリアージも行われたと思いますけれども、そこに搬送された後、どういう状況になるか判断してD P A Tを行かせるという。しかし、今、急性期で本当に事件が起こった直後から行ければ、今、P T S Dで苦しんで、フラッシュバックで苦しんでいる方もいらっしゃるし、職員でもまだ復帰できない人もいるというふうに聞いている中で、そのときにやっぱり行くべきだったということを、私はやはり今の答弁でも拭い去れない、あんまり話がかみ合わないというふうに思うんです。

だから、今後は、今、検討に値するという答弁だったので、部長、是非ですね、もし、こういう被害は起こっちゃいけないんだけど、D P A Tの使命というのは、超急性期にやはりそこに行って、現地を見て判断して、何が必要かということ、行くのが私は使命だと思うんですが、今後のそういうようなときに行けるように、あっちゃいけないけれども、行けるように検討を是非、D P A Tの研修等の中で相談していただきたいと思います、どうでしょうか。

保健医療部長

今回の事件では、がん・疾病対策課長の方からD P A Tは御説明させていただきましたけれども、結果的にはD P A Tの派遣は行わなくて、こころのケアチームでの支援を行いました。

一方で、委員が御指摘の件に関しましても、おっしゃったとおり、今後このような事件が二度とあってはいけません、今後その実施に関しても、一つ一つこういうことの振り返りを行うことが非常に重要だというふうに考えております。今後、神奈川県はD P A Tの質の向上を図るためにも、また、県内そして県外に派遣するときに、精神保健福祉医療の提供であったりとか、それから心のケアであったりと、そういう面の両方に関しまして、更に充実していけるように検討し、そして研修して行っていきたいと思っております。

佐々木(正)委員

最後に、超急性期に行くということが、やはりチームの使命の一つだと私は思うので、その状況を鑑みて、行って、確認して、現地で判断するというようなことを、今後、新たに研修、体制も整えなきゃならないと思います。急に精神保健がそこに、D P A Tみたいにしたわけじゃないと思うので、実際に行っていないということなんですね。やっぱり、行くべきだということで、それは1日でも一瞬でも早く、救急精神医療をやって、そして状況を見て、そこでいろんな精神科があり、病院に救急搬送した方がよかったんじゃないか、そういうことも考えられると私は思うので、検討していただきたいことを要望して、質問を終わります。

意見発表

佐々木(正)委員

公明党県議団として、当委員会に付託された諸議案に対し、意見、要望を申し述べます。

はじめに、津久井やまゆり園の事件に関しては、利用者の方々は今なお恐怖と不安の中で暮らしておられると思います。利用者の方々をはじめ、職員や救急隊員を含めた関係者の心のケアに取り組んでいただきますよう、関係する皆様には心よりお願いを申し上げます。

このたびの、障害者に対する偏見や差別的思考による身勝手極まりない残虐な行為に対して、県は1人の命を大切に、ともに生きる社会を目指すため、憲章を策定し、社会に幅広く表明していくとのことですが、憲章を策定するに当たっては、事件の発生を受けて、一日も早く県としてこの事件に屈しない断固とした決意を示すためには、憲章という形でその決意を早期に表明していくことが適切であるとの考え方は大事であります。

しかし、できるだけ関係団体や専門的知見を持った有識者などにも意見を聴くことを要望いたします。また、今後、県民運動となるような具体的な施策を県の保健医療計画や障害福祉計画及び障害者計画に盛り込んでいくことを要望いたします。

また、様々な個性を持つ方々を、その多様性を含めて、個性としてそのまま社会の中に包摂するソーシャルインクルージョンという考え方の下、(仮称)ともに生きる社会かながわ週間などを設けることも県民に対する意識付けとなることから、積極的に推進していただくことを要望いたします。

次に、地域医療構想についてです。

現在、地域医療構想の策定と、必要なデータを示し、各地域の医療提供体制の在り方を検討しているところと承知していますが、実際に進めていくには、各医療機関の個々の自主的な取組につなげていくことが必要であります。

地域の社会環境の変化や全体の数値を捉えて、必要な病床数など現状との関係について、例えば推計方法等についての懸念なども多い中、これをどういう形で理解を進めていくかということが重要であると考えます。

自らの施設の将来の患者動向をシミュレーションしてもらうなど、今後、医療コンサルの団体等の協力をいただき、個々の病院の気付きの機会の提供につなげ、御理解をいただく努力を重ねるよう要望いたします。

次に、動物愛護の取組におけるボランティアとの連携については、新しい動物保護センターは、動物たちが責任ある飼い主と生涯を幸せに暮らせるよう、人と動物との橋渡しができることを目指していることから、今後、ボランティアと更なる連携を強化していくよう要望いたします。

以上、定県第109号議案を除く諸議案に賛成いたします。